

入所施設は足りないのか

横浜市グループホーム連絡会

会長 室津 滋樹

横浜市は栄区と港南区に知的入所更生施設と身体障害者療護施設を建設する予定ですが、この施設建設への国からの補助金が認められず、今年度に国から補助される予定だった1億2千万円(港南区の通所施設も含む)を市の一般財源で補うため予算を補正しました。

国は平成14年12月に障害者基本計画の中で「障害者本人の意向を尊重し、入所(入院)者の地域生活への移行を促進する」ことを明確に示し、入所施設は「真に必要なものに限定する」との方向性を打ち出しています。

しかし、横浜市は障害者プランの検討過程で多くの人たちからの入所施設建設計画への疑問にきちんと答えることなく、「すでに予算化され、進行している事業だから」という理由で計画変更に応じていません。16年度予算では、国が「新設の入所施設は原則として認めない」といつているにもかかわらず、建設計画を変更しませんでした。(一方でグループホームについては49カ所の申請に対し、33カ所分の予算しかありませんでした。)そのため、国の補助はつかず、補正予算を組むこととなったのです。施設の整備費は、国が半額補助し、残る半額を市と設置する法人が負担することになっています。(実際は国の基準以上の設備については国は補助しないので、国の

補助分は半額以下になります。)ですから横浜市は整備費の1/4を負担する計画だったものが3倍の3/4負担ということになります。これほどの収入の見込み違い(本当は予想できていたはずですが)あったら、市の財政が厳しい時期ですから当然、計画自体を見直すべきではないでしょうか。建設の必要性に多くの疑問が投げかけられているだけに市の判断に疑問を禁じ得ません。

横浜市は、入所施設を希望し、待機している人が300人程度いることをあげ、入所施設が不足していること、地域移行するためには訓練して通過していく地域生活支援型入所施設が必要としています。本当にそうでしょうか。さまざまな入所施設の入所者希望調査では、半数以上入所者が施設を出たいといっているとのことです。

もし、横浜の入所施設で、地域で暮らすことを希望している人たちが退所できれば、入所施設待機者は全員入所できます。さらに、入所施設待機者のほとんどの人は、今は本当に入所施設を必要としているのではなく、地域のグループホームやホームヘルパーなどが不十分なため、入所施設を希望せざるを得ない人たちです。ですから、今必要なことは、地域のグループホームや作業所を質も量も充実し、退所を希望する人たちの希望を実現することではないでしょうか。このことをせずに出口のない入所施設をいくらかつくっても、必ず、新たな待機者が発生してしまうのです。入所施設が足りないのではなく、入所施設から出て行けないことが問題なのです。

激しい財政の中で問われる地域福祉

— 横浜市に要望書提出 —

8月27日、連絡会は横浜市に「グループホーム制度についての要望」を提出いたしました。

グループホーム運営を引き継いでいくために運営基盤の強化を

横浜市にグループホーム制度が誕生して20年。グループホームを作り、その運営を担ってきた家族の高齢化が進んでいます。グループホームを次の世代に引き継いでいくためにも、職員がその運営を担っていただけるようにする必要があります。しかし、現在のグループホーム制度では、日々の生活の援助にあたる職員を配置するだけで精一杯。安定した運営に欠かせないホーム全体の事務、対外的な対応、職員の悩みに応えたり、指導したりすること、入居者の長期的な課題に取り組みこ

などに職員が関われる状況では

ありません。運営に関しては入居者の家族や活動ホーム・作業所の職員等がボランティアで細々と関わっているのが現状です。

連絡会では制度として運営基盤を整備し、複数のホームをあわせて運営にあたる職員を配置できるしくみをつくることを要望しています。

グループホーム制度とホームヘルパー制度の関わり方

支援費制度が開始され、グループホームでもホームヘルパーの派遣が本格的に認められるようになりました。

グループホームとホームヘルパーとの役割の分担については、横浜市は「ヘルパーは入居者個人の援助を役割とし、食事作りや共用のそうじはグループホームがおこなう仕事とする」としています。

グループホーム入居者のヘルパー利用に関するアンケート調査をおこない、連絡会としてグループホーム制度とヘルパー制度とのあり方をまとめ横浜市に要望をおこないました。

アンケート回答のあった51ホーム（入居者数239名）のうち、入居者のヘルパー利用が全くないホームは4ホームでした。

6月一ヶ月間の身体介護利用について見ると、決定されていない人は57%。利用決定者百人の内50時間までの利用が61人、50〜100時間の利用が20人、100時間を超える利用者は8人、利用しなかった人は11人となつています。

ヘルパー派遣についてまとめてみると、

① 知的障害が中〜軽度の人たちのホームでは、ホームヘルパーの決定時間数も少なく、グループホーム制度の不十分さはそのままの状態でありながら、ヘルパー派遣を受けるための調

整や援助の引き継ぎ等の仕事が増え、不十分なホーム体制では派遣を受けることがかえって負担を増やしかねない状況もみられます。

② 食事作りを一律にヘルパーの対象外としたことでの混乱が多く見られます。なかでも昼間入居者が残っているときにヘルパー派遣を受ける場合、ヘルパーが昼食を作れないことが援助体制の円滑な流れを妨げていたり、また入居者自身もどうして昼食を作ってもらえないのか理解できなかつたり、といった現状があります。再検討すべきであるという意見が非常に多く寄せられています。

③ 入居者の障害が重く、個別支援に多くの時間が必要になる人についてはヘルパー派遣を受けることで援助者数が増え、とても役に立っているようです。

④ 入居者の障害の程度が急速にあるいは一時的に重度化した場合、

比較的速く決定から派遣までの対応ができて、援助体制を厚くすることがうまくできたとの意見がありました。その一方で長期にわたる病気等で一時的に職員がいなくなる事態を経験したホームもありますが、その場合には職員経験者でないとお応がむずかしいことから、ヘルパー派遣ではうまくいかない。職員休業時の補助のしくみを求める要望も強くあります。

⑤ 障害の軽い人が多いホームに障害の重い人がいる場合、入浴等部分的に援助が多いところへヘルパー派遣を利用することで援助を手厚くでき、個々の援助量にスムーズにあわせられることはとてもいいとの意見が多くあります。

⑥ 入居者がホームを出て一人暮らしに移行する場合などの準備段階としてヘルパー派遣を利用することは役に立つと思われ

⑦ 個々の外出については、移動介助を利用することで個別の取り組みができるし、ホーム以外のひととの関わりももって本人にとっても役立っているとの意見が多くあります。

グループホーム制度の充実を
横浜市のA型グループホームは、障害の種別・程度に関わりなく入居できる制度です。障害程度別に分かれた場ではなく、「ここでこの人たちが暮らしたい」と思うところに居を構え、気に入っている限りはそこで住み続けられる場なのです。

つまりグループホームには障害の程度がさまざまな入居者が暮らしています。ホームによって必要とする援助者の数も異なってきました。このことによく対応する方法がグループホームへのヘルパー派遣です。しかし一方で、グループホーム制度はずっと未整備の状態におかれていることから、ヘル

パー派遣によって制度の不備を補完しているという面もあります。

私たちはまず、グループホーム制度の充実をはかることが急務だと思います。比較的障害の軽い人のホームでも、365日、泊まりの人をおく必要がある場合は職員2名と非常勤が雇用できる制度にすべきであると考えます。

その上でヘルパー利用が有効とされる部分(③⑦)については、グループホーム入居者でもヘルパー派遣を利用できるようにすることを検討すべきだと思います。

グループホーム予算の確保を
平成16年度予算の策定にあたり、横浜市ははじめてグループホームの新設を制限しました。

今、厚生労働省は、施設中心福祉から地域福祉への移行を軸に制度の再編を進めようとしています。この中で入所施設の再編についてもとりかかろうとしています。入所施設から地域に出て行くことを

実現する場としてのグループホーム、入所施設を希望しない人がそのまま地域で暮らしていける場としてのグループホームが地域の中になくさん必要になっています。

このような情勢の中で、グループホームの設置を押さえれば施設入所者の地域移行は進まず、また入所施設への待機者数も増やしてしまうこととなります。入所施設については入所者の意向調査にきちんと取り組み、地域への移行を希望する人については、できるだけ早い時期にグループホームで暮らせるように取り組んでいくべきだと思います。新しい施設をつくることに莫大な予算を投入するのはなく、一定の援助の質を保って運営できるようにグループホーム制度を改善し、その数を増やしていくことが求められています。

限りある予算であるからこそ、グループホーム数を増やすことを優先して予算化しなければならぬ時期ではないかと思えます。

厚生労働省、改革のグランドデザイン案を公表 Ⅱ 今後の障害保健福祉施策について Ⅱ

改革のグランドデザイン案骨子

平成16年10月12日、社会保障審議会障害者部会に厚生労働省より「今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案)」が出されました。

この案は「現行の制度的課題を解決する」と「新たな障害保健福祉施策体系を構築する」ことを視点としたものと説明されています。この中で「障害者の住まいに関する施策」について改革点と課題を考えてみたいと思います。

新たな障害保健福祉施策体系

まず身体・知的・精神等の障害共通のしくみとし、障害程度等に応じて次のような給付・事業が提供されるとされています。

- ① 障害者介護給付
- ② 障害者自立支援給付

③ 障害者地域生活支援事業

障害者介護給付とは「介護にかかる個別給付」と説明されており、訪問介護、通所介護、短期入所、重度障害者包括支援、ケア付き居住支援(障害者支援施設、ケアホーム)が含まれています。

自立支援給付とは「障害者の適性に応じた明確な目的の達成に向けた個別給付」と説明されており、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、居住支援(グループホーム)、補装具が含まれています。

障害者地域生活支援事業とは「基礎的なサービスであるが地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な事業形態の方が個別給付とするよりは、効果的・効率的なもの」と説明されています。障害者一人一人に支払われるのではなく、事

業に対して支払われ、地方自治体を中心になって展開する事業ということのようにです。

地域生活支援事業のうち、地域相談支援事業、移動介護事業、コミュニケーション支援事業、居住支援事業(福祉ホーム等)、日常生活用具等、特に全国的におこなわれる必要がある基本的な事業については法定化されています。

居住支援サービスの再編

グランドデザイン案では、居住支援サービスは、「障害者支援施設、ケアホーム、グループホーム、福祉ホーム、居住サポート事業の5類型」に分類されます。

● 障害者支援施設

既存の入所施設についてはその機能に着目し、サービス内容を日中活動支援と居住支援に再編するとされています。

入所施設の夜間や休日の生活を支援する居住支援については、施設の種別がなくなり、すべて障害者支援施設と位置づけられます。

● ケアホーム

介護保険の痴呆性高齢者グループホームと類似したもので、介護を要する知的・精神障害者を対象とし、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話をおこなう事業とされています。

日中は外部の各種通所事業等を利用して、ケアホームは日中活動を含めた生活プログラムを策定します。事業者が支払われる報酬(以下報酬と表す)は日中以外の時間帯、土日の支援に係る部分について介護度等に応じて支給されるものとなっています。

ケアホームでは、「一定の報酬内でスタッフを自ら確保するか、または外部委託等をおこなうか選

扱(たく)できる」とされています。制度に定められた訪問介護を使うというしくみではなく、ケアホーム事業者とヘルパー派遣事業者間の契約で派遣を依頼することができるといふことなのです。

●グループホーム

知的・精神障害者で日中、自立訓練、就労移行支援等の通所事業を利用する者、就労している者に対し、共同生活を営む住居において食事の提供やその他日常生活上の援助をおこなう事業です。

利用者への支援の必要度に応じて世話人の費用を支給するものとなっています。グループホーム入居者は訪問介護制度を利用できないしくみを考(かん)えているようです。

●福祉ホーム

障害者に住居を提供する事業ととされています。

●居住サポート事業

緊急時の連絡先や身元保証を求め一般住居提供者等(不動産業者、家主)に対応するなど、障害

者が一般住宅に入居しやすくなるように支援する事業とされています。障害保健福祉圏域(人口30万人程度)ごとに体制整備を進めるとしています。

何かの時に人を派遣して対応することで、一人暮らし等を推進するものとされています。

身体障害者については、ケア

ホーム、グループホームの対象としたほうがいかどうかは今後の検討課題とされており、ブランドデザイン案には含まれていません。福祉ホーム、居住サポート事業は対象になっています。

ホームヘルパー制度

訪問介護(ホームヘルプサービス)については、介護給付として位置づけられています。グループホームでは訪問介護は利用できなくなり、訪問介護は在宅や一人暮らしの人へのサービスとされています。また、ガイドヘルプサービス

は訪問介護から切り離され、外出等余暇活動支援については、各自治体ごとにとりくむ地域生活支援事業となっています。

極めて重度の障害者を包括的にさえるしくみ

専門機関が判定した常時医療ニーズの高い身体障害者(ALS等)、強度行動障害のある極めて重度の知的障害者、極めて重度の精神障害者については、一定の要件を満たす事業者が自立支援計画に基づいて、複数のサービスを適切に確保していくしくみをもうけるとしています。

つまり一定額の報酬を使って各種サービスの単価や利用サービスの種類や量を自由に設定できるしくみとされています。一定の要件を満たす事業者と

制(せい)「単独提供型、チーム提供型どちらでも可」となっています。

審査会の設置

現行の制度的課題を解決し、持続可能な制度を確立していくための方策として、「効果的・効率的なサービス利用の推進」と「費用の公平な負担と資源配分の確保」について提案されています。

「効果的・効率的なサービス利用の推進」のために障害者のニーズにあわせて効果的・効率的にサービス提供がおこなわれるよう

にするために利用決定プロセスの透明化をはかるとしています。具体的にはケアマネジメント制度を導入し、個別給付を受ける者については「サービス利用計画案」を作成し、地域のサービス提供状況等を勘案して利用決定をおこなうものとされています。複数のサービス利用が必要な者、多くのサービスが必要な者の利用決定に際しては、審査会を設置し

審査をおこなうことで適正な実施を確保するとしています。

また支援の必要度等については尺度を開発し、新たに客観性のあつた障害程度区分を設定するとしています。

費用負担

「費用の公平な負担と資源配分の確保」に関しては、利用者負担の見直しと国・都道府県の補助制

度の見直しが提案されています。利用者として提供者の契約を基本とする制度においては「受けたサービス量に応じた負担」を求めることが必要とし、利用者負担については応益負担を導入し、扶養義務者の負担は廃止するとしています。

一定の負担上限を設定するとしています。負担上限の軽減措置をしても負担をすることが困難なものについては、個別申請に基づいて「生計を一にする家計の負担能力等を勘案して減額できるしくみ

を導入する」としています。

「扶養義務者の負担を廃止する」としながらも「生計を一にする家族の負担能力等を勘案する」としている根拠は、同居の場合は扶養控除によって税額を軽減されていることによると考えているよう

です。

★居住支援サービス再編の行先は？★

グループホームにとって大切なこと

グループホームは、福祉サービスである前に住まいです。住まいとしての要件が満たされていることが重要です。

①だれと一緒にどこで暮らすかということを住む人自身が選択できること。

②住んでいる人がいたいと思つている限りはいつまでも暮らせる場であること。

③障害者の希望にそつた暮らしが実現できること。

住まいである以上、これらが実現できるものでなければならぬ

す。

また「入所施設と地域生活の均衡ある負担」を求めるとして、入所施設においても食費・日用品費・個室利用については、自己負担としています。

また、グループホームは、障害者が社会の中で孤立し、孤独に陥ることを防ぎ、社会に参加していく力を蓄える場としての役割を果たしています。このような役割を必要とするかどうかという選択は、決して障害の種別や程度によるものではありません。グループホームは、ひとつのライフスタイルとして、障害のある人自身が選択することを保障するものでなければならぬと思います。

また、グループホームは、障害者が社会の中で孤立し、孤独に陥ることを防ぎ、社会に参加していく力を蓄える場としての役割を果たしています。このような役割を必要とするかどうかという選択は、決して障害の種別や程度によるものではありません。グループホームは、ひとつのライフスタイルとして、障害のある人自身が選択することを保障するものでなければならぬと思います。

また、グループホームは、障害者が社会の中で孤立し、孤独に陥ることを防ぎ、社会に参加していく力を蓄える場としての役割を果たしています。このような役割を必要とするかどうかという選択は、決して障害の種別や程度によるものではありません。グループホームは、ひとつのライフスタイルとして、障害のある人自身が選択することを保障するものでなければならぬと思います。

グラウンドデザイン案全体をみてみると、入所施設にしても、通所施設にしても、一事業所が様々な障害の人の様々なニーズに対応できるように組み立てられていると思われま

す。ところが居住支援サービスについては、障害の重い人はケアホーム、中・軽度の方はグループホーム、軽度の方は福祉ホームか居住サポート事業と、障害の程度によって規定されるしくみとなつて

います。私たちはこれまで、だれと一緒にどこで暮らすかは障害者本人が選択すべきことと考えてきました。事実、多くのグループホームでは障害程度が異なる人たちが一緒に暮らしています。

障害の程度によって住む場所が規定されることで、障害が重度化したときにその人が慣れたところで住み続けたいと望んでも、制度的にむずかしいということになつてしま

います。高齢者の分野でもお年寄りの子

12月11日(土)

入所施設のあり方を考えるつどい —施設から地域へ障害者自身の希望実現に向けて—

支援費制度が開始されて1年半になります。障害者自身が自分の生き方・暮らし方を選択する時代は進んでいるのでしょうか。施設を出て地域の中で暮らしたいと希望する横浜市の施設入所者の声は、実現する方向に進んでいるのでしょうか。

障害者ひとり一人の地域での暮らしを中心に据えたとき、施設はどうあればいいのでしょうか。施設関係者の意見、施設入所経験をもつ障害者の発言等を聞きながら、入所施設のこれからを考えましょう。

場所：神奈川県社会福祉会館2階ホール

横浜市神奈川区沢渡4-2 (最寄り駅：横浜駅下車) TEL045-311-1421

時間：午後1：00～4：45

プログラム (調整中)：

- 12:30～13:00 受付
- 13:00～13:30 今後の施設の方向性 (厚生労働省調整中)
- 13:30～14:00 入所施設の現状 (社会福祉法人同愛会高山和彦氏)
- 14:00～14:20 施設入所経験者からの発言
- 14:20～14:45 調査報告 (施設アンケート報告/親の意向調査から)
- 休 憩
- 15:00～16:45 シンポジウム「今後の施設のあり方を考える」
シンポジスト：厚生労働省 (調整中)
横浜市 (調整中)
在原 理恵氏 (神奈川県立保健福祉大学)
高山 和彦氏 (社会福祉法人同愛会)
佐藤 文明氏 (横浜市障害者地域作業所連絡会)
室津 滋樹氏 (横浜市グループホーム連絡会)

会 費 : 無 料

申込み受付：横浜市社会福祉協議会障害者支援センター
横浜市港北区烏山町1752横浜ラポール3階

TEL 045-471-0556 FAX 045-471-0559
mail jimukyoku@zaienkyo.or.jp

共催：横浜市障害者地域活動ホーム連絡会/横浜市障害者地域作業所連絡会/横浜市グループホーム
連絡会/横浜市社協障害者支援センター

どもが一緒に関わる方向が模索されているように、今の社会においては、多様さを受け入れることで隙間をうめていく施策が求められています。

障害の種類や程度によつて居住の場が規定されるのではなく、障害のある人の選択を基本に、その事業体が対象とする障害者に必要なサービスを提供できるかどうかで入居を判断するしくみにすべきだと思ひます。

小規模であること

厚生労働省はグループホームの援助体制を検討した結果、適正な職員数を配置するとケアホームもグループホームも10人規模の定員にしないと運営できないと考へているようです。

援助体制の充実と小規模な場であること、これらをどう考へていけばいいのかが問われています。障害者のみなさんが自分の暮らしを実現するためには、グループ

ホームは小規模であることがとても重要です。入居者のみなさんが、食べたいものをいい、お風呂に入る順番を話し合い、自分たちのことを自分たちで決められる大きさは4〜5人が限度です。

地域を基盤に新しい居住の場が生まれてくる時の流れを考へると、日中活動や自主的なグループの障害者どうしのつながりの中から自立したいと思つている人たちが何人か集まつた時に、新しい「居住の場」設立の動きが出てきます。

この時の障害者のグループは大きくても20〜30名程度だと思ひます。この程度の集団から障害の程度別に10人のグループ分けをおこなうことはむずかしいと思われ

ます。また10人規模になると、お風呂もトイレも2〜3カ所必要になります。こうなるともちろん既存の建物では対応できません。規模が大きく新築のための経費を投じておこなわれる事業となると、設

置数もおのずと制限されてくるでしょう。当事者や家族が関われるものではなくります。

援助体制も充実し、入居者にとつて生活しやすい規模も持続できるしくみがあるはずです。既存のやり方ではなく、新しい形のやり方を作りだしていく必要があります。

グループホーム入居者の費用負担

グループホーム入居者は現在でも家賃、食費、水道光熱費等生活にかかる費用を負担しています。

今回のサービス利用量に応じた応益負担で、障害基礎年金だけで生活している多くのグループホーム入居者は、さらにグループホームと通所先の利用料を負担することとなります。

障害者本人の収入が保障されていない場合の減免策をきちんと設けていただきたいと思います。このままでは働けない人はケアホームにもグループホームにも住めな

いということになりかねません。

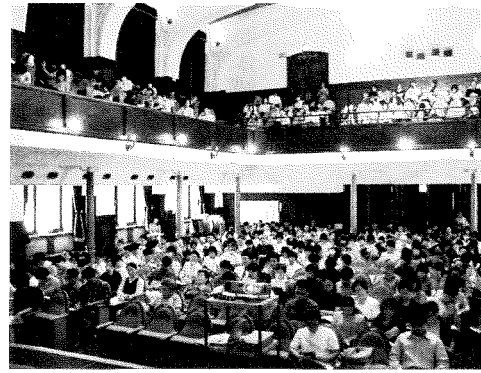
ありのままに障害を受け入れる制度にしてほしい

グラントデザイン案では就労と一人暮らしに重点が置かれているようです。社会の中に新たな労働の場を創出し、障害者が働く機会を増やしていくことは大切なことだと思ひます。しかし、障害者が就労して納税者になることをもつて社会貢献とし、一人暮らしをもつて自立とする考へ方をあまりにも強調することは、「働かざる者食うべからず」の時代に逆行することになりかねません。

ノーマルな暮らしとは、障害に左右されずに住まいの選択ができ、就労の場も含めて、多様な日中活動の中から自分にあつた活動を選べることで成り立ちます。

これまで培ってきたものを否定する結果とならないようなくみを検討すべきだと思ひます。

障害のある人と援助者をつくる
第一回日本グループホーム学会
横浜で開かれる



皆が待ちに待っていた「日本グループホーム学会」の一回目が七月三十一日(土)と八月一日の両日、横浜の開港記念会館を会場に行われました。全国から、四百名を超える入居者、職員、運営者親を始め、様々な分野の人達が集まりました。

一日目は二回の講演と、シンポジウム、総会、その後には中華街

での懇親会と盛りだくさんのプログラムでした。総会では会則などが承認され、室津滋樹氏を代表とする学会が動き始めました。シンポジウムでは、「グループホームの可能性」が話され、様々なグループホームの関係者が「入居者に寄り添う」と語っていた言葉が印象的でした。

二日目は消費者被害、性と結婚、重度障害者のグループホームなどの分科会と、入居者大会が行われました。どの会場も熱気にあふれていたようです。

全国では、様々な形のグループホームがあつて限られた情報と状況の中で頑張っています。福祉の状況が厳しく、又めまぐるしく動いている今、グループホームにかかわる人達が手をつないで、国に對して働きかけることができるのはとてもうれしく、力強いことです。日本グループホーム学会で全国の仲間と新しい出会いを続けていきたいと思えました。

◆入居者大会について◆

入居者部会会長 山内 哲
八月一日に開港記念会館に行つて、全国の入居者が日本グループホームの学会に参加しました。

結婚してる夫婦について映画を見てきました。僕たちにどうやって結婚できるのか、勉強になりました。買い物も炊事も洗濯もして、会社に行つて、子どもさんを保育園に預けて、普通の会社に働いて給料をもらうのは、立派な生活です。ちゃんと生活をできるなど思ひ、感心しました。

横浜でも自立のこと、新しいホームとの交流をお互いに勉強し、頑張つて一人暮らしに学びたいです。

◆入居者大会のかんそう◆

入居者部会副会長 永田 孝
入居者大会には28のグループホームから70人以上の人があつて、北海道の人、徳島の人、東京都の人、横浜からもたくさん参加されました。自分のホー

ムのこと、入居者部会のことについて、はつびようしました。入居者大会では各地のグループホーム紹介など、かべしんぶんやスライドを見ながらはつびようしました。入居者大会に出て、みんなで話しあつたりして、なかよしになりました。また来年もやりたいです。

◆日本グループホーム学会◆

入居者部会行事担当 牧 正一
一日目は、入居者・家族からの発言でグループホームの話しをしました。

牧正一、横浜市。ホームで六人で暮らしています。それぞれ一人の部屋があります。作業所に行つて、夜はラジオを聞いたり、テレビを見たりしています。

二日目は、入居者大会。各地のグループホーム紹介。

ぼくのかんそうは、他のグループホーム、地方のグループホームの人がいたから、うまくグループホームのしようかいができなくて、あがりませんでした。

入居者部会を全国に

第一回日本グループホーム学会 入居者大会の報告

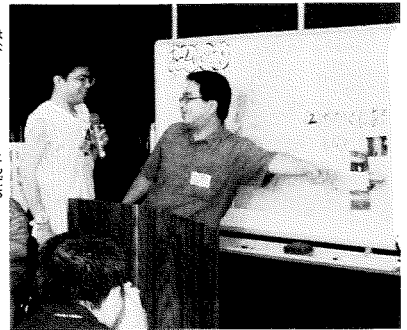
日本グループホーム学会

運営委員 後崎三千子

☆自分のくらしを仲間につたえる

誰と、どこで、どのように暮らすかは、自分の日々を納得できるかどうかの基本です。「今の暮らしが好きかきらいか、それはなぜか、どう変えたいのか」ということは、暮らす本人が自分で感じ、考え、話して、はじめてはつきりすることです。こんなシンブルなことが、グループホームについては、これまでにないがしろにされてきました。

八月一日、日本グループホーム学会二日目に開かれた「入居者大会」は、グループホーム入居者が、自分の暮らしを仲間につたえるために、全国からあつまつた、はじめての大会でした。



グループホーム紹介

☆話したい、友達になりたい

今回あつまつたのは、小樽、市川、東京、横浜、茅ヶ崎、因島、徳島の二七のグループホームを利用する約八十名。会場には、それぞれが持参した「私のグループホーム紹介」の壁新聞が、ところせましと貼りめぐらされています。

司会をつとめる阿部八重さん(渡辺生活寮・東京)と多田宮子さん(まごめ寮・東京)が、ホームの名前をよびあげると、入居者がつぎつぎに立ち、まずは顔みせのあいさつ。そのたびに会場の全員から、さかんな拍手がおくられます。

つづいて自分の生活やグループホームの紹介。スライドや写真、問答形式などそれぞれ趣向をこらしながら、生活のようす、いつしよに暮らす友達のこと、自分の気持ちなどを伝えました。

参加した全ホームの紹介が終わるころには、時間ぎれとなり、後半に予定した討論がほとんどできなかったのは残念でしたが、もつと言いたい、もつと聞きたい、もつと友達になりたいと、入居者のおもいがぎつしりつまつた時間でした。

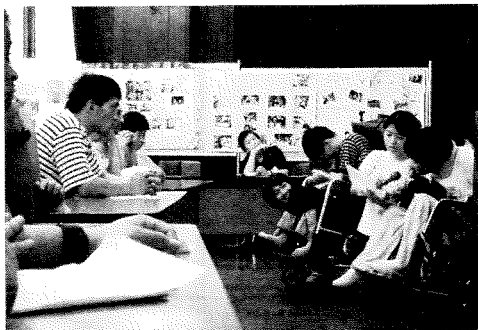
☆次はまず、関東の入居者大会を

横浜市グループホーム連絡会にはスタートの段階から「入居者部会」があり、役員をえらんで自分たちで話しあい、レクリエーション、研修会、あたらしい仲間の歓迎会などなど、活発に活動しています。

でも、全国的に見ると、これはとてもめずらしいことです。グループホームのなかで孤立してい

る入居者が全国にたくさんいます。その意味で、初めての全国規模の「入居者大会」がこの横浜でひらかれたことは、とても意味深いことでした。こんどはもつと時間をとってゆつくり話しあい、交流できたらどんなによいでしょう。

次のグループホーム学会は、来年六月千葉でひらかれることが決まっています。でもその前に、もう少し身近なところで、まず関東のグループホームの入居者大会ができるものか。そんなことを考えています。

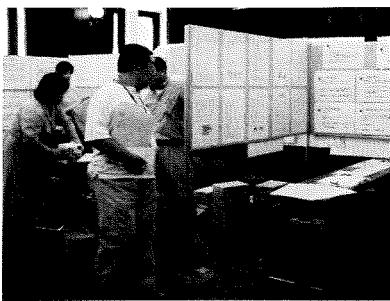


グループホーム紹介

日本グループホーム学会に参加して

グループホームはまゆう 伊達富美子

例年に無い猛暑の中、七月三十一日の全大会と、翌日開かれた分科会のうち「重度障害者のグループホームをどう支えるか」に参加しました。会場となったエレガントなたたずまいの横浜市開港記念会館は、記念すべき第一回目の開催を待ちわびていたかのように、北から南から大きな荷物を持ち泊りがけで参加の会員などで溢れていました。



横浜市グループホーム連絡会の活動を紹介します

分科会は横浜・千葉・西宮からの実践報告でした。重い障害を持ちながらも市営住宅で一人暮らしをしている人の、ビデオによる暮らしぶりは感動的でした。本人が望む支援の仕組みなど、我がホームにも参考にしたい、いくつもの課題が見えました。関西弁で元氣な清水明彦氏(のまネット西宮)にはパワーをいただきました。これからは「バックアップ地域の時代」という言葉が強く印象に残りました。施設利用からグループホーム移行を打ち出したときに、一番初めに反対するのは親であるとの報告に「わが子の幸せはどこ

にあるか」を皆で原点に立ち戻り考えていく必要性を思いました。この学会が力強く発展する事を心から願ひ、また素晴らしい第

新潟県中越地震で被災されているグループホーム関係者に支援を!

十月二十三日に新潟県中越地方で発生した地震から一ヶ月が経過。新潟県の情報によると被災した三〇ヶ所のグループホームも多くはホーム運営が再開されている様子です。一方、二ヶ所はもとのホームには住めない状況となり、新しい建物に引っ越しての再開。数ヶ所はまだ施設に避難している状況とのことです。湯ノ谷村の「障害者支援センターかけはし」の佐藤

さんからの情報では、ホーム運営が再開され、落ち着きは取り戻してきているものの、入居者の中には地震による過酷な精神的ストレスのために不安定になり、仕事に行けなかったり、揺れてないのに揺れを感じてしまったり、一人ではいられない状態になっている方も出てくるということです。横浜市グループホーム連絡会でも、日本グループホーム学会とともに支援活動に取り組みたいと思います。被災されたグループホーム立て直しや、多くの障害者のみなさんの生活安定のために義援金を募集しています。多くの方々のご協力をお願いします。

振込先・日本グループホーム学会
代表 室津 滋樹
横浜銀行本牧支店
普通 1325925

*銀行口座のため、12字しか打ち込めません。社会福祉法人とかグループホーム等を省略し、直接お名前を記入してください。

ぶどう狩りに行きました

九月二十三日(祝日)に入居者

部会のレクリエーションとして、桃とぶどうの里、山梨県一の宮町の浅間園にぶどう狩りに出かけました。年々参加者が増えて、今回もバス三台を連ねての団体になりました。ぶどう狩りの後、バーベキューもして、楽しい一日を過ごしました。

参加者の声をお届けします

- ぶどうがおいしくて、バーベキューも良かった。
- マスカットがおいしかった。咳がでて、バーベキューの肉がむせた。
- ぶどうがおいしかった。バーベキューの肉と赤いソーセージがうまかった。
- 楽しかった。
- とても疲れた。ボランティア



- さんがお母さんみたいで、お母さんと出かけているみたいでうれしかった。バーベキューの油がはねて熱かった。
- 赤いぶどうが、あまくておいしかった。帰りのバスでやったビンゴゲームが楽しかった。
- 来年も行ってみたい。

ぶどう狩りどバーベキューの旅

グループホーム スマイル
荒木 弘子

九月二十三日、秋分の日に総勢百二十五名の参加者で三台のバスを借りて山梨県までぶどう狩りとバーベキューの日帰り旅行に出かけました。

少しお天気が悪い朝でしたが、バスの中でレクリエーションやカラオケをしている間に、予定より三十分も早くぶどう園に着きました。みんなでぶどう狩りをするときは、天気も良くなり暑いくらいでした。

ぶどうは、甘いものと少しすっぱいものの二種類ありました。どちらもおいしくてみんなうれしそうに食べていました。また、ぶどうが低い所にあったのでとても取りやすかったです。ぶどう園の中は、バリアフリーになっただけで車椅子でも安心してぶどう

狩りを楽しむことができました。ぶどう狩りが終わるとお昼になります。同じ園の中で食事をする事ができ、みんなでお肉や野菜を焼いてバーベキューをしました。話をしながらゆつくりとお昼を食べることができました。

お昼を食べた後は、出発の時間までそれぞれ過ごしました。ぶどう園を出るころに少し雨が降り出しました。まるでみんなが帰る頃を待っていてくれたかのようでした。帰りのバスの中でもカラオケやビンゴゲームをしながら楽しく過ごすことができました。今年は、渋滞に巻き込まれることもなく時間通りに横浜に着くことができました。

入居者だけで参加するホームや他のホームの友達と参加する人が増えてきました。少しずつですが、ホームを越えてのつながりが出てきたような気のする旅となりました。



協力会員募集!

まちの中で くらしている障害者の声や
声をお届けする機関紙「まちの中で」を
発行しつづけるために ご支援をお願い
いたします。

会費(年) 1口 2000円
振替 ... 00280-7-73608
横浜市グループホーム連絡会

☎ 協力会員になっていただいた方には
機関紙をお送りいたします。

基金づくりにご協力を!

グループホーム運営支援基金のために
みなさまのお手元でねもっている未使用の
テレホンカード、オレンジカード、ビール券、
商品券などの ご寄付をお願いします。

送先 横浜市グループホーム連絡会
〒231-0833 事務局
横浜市中区本牧満坂10
本牧生活の家 045-623-5318

新年度の協力会費
振り込みお願い
いたします。

住所変更など
ありましたら お知らせ下さい

ありがとうございました。(2004・3~2004・11 敬称略)

<協力会費>

藤平 洋子 西岡 禎子 早川 康弐,美佐 佐藤 由身子
錦戸 糸子 原田 南海子 加藤 ヨシ子 早川 吉 則
森下 博子 小山 和男 植田 慶子 柴田 繁
飛田 利美子

<寄 附>

佐藤 由身子

<テレホンカード>

向田 映子 八島 美枝子

編集後記

台風に地震に福祉の制度も
大揺れにゆれて大変な年です
誰もが安心して暮せるためのお
金の使い方を考えてほしいです。

発行人 神奈川県身体障害者団体定期刊行物協会
横浜市港北区鳥山町1752

横浜ラポール3F

編集人 横浜市グループホーム連絡会

横浜市中区本牧満坂10 本牧生活の家

TEL 045(623)5318

FAX 045(623)5319

郵便振込番号 00280-7-73608

名称 横浜市グループホーム連絡会

編集責任者 室津 滋樹

定価 100円